路外駐車場移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場の構造及び設備）

（平成１８年１２月１５日省令第１１２号）

項目	基準	根拠条項
路外駐車場車いす使用者用駐車施設	車いすを使用しているものが円滑に利用することが出来る駐車施設を１以上設けなければならない。	省令第２条第１項
	幅員を３．５メートル以上確保すること	省令第２条第２項第１号
	車いす使用者用の表示をすること	省令第２条第２項第２号
	次に定める路外駐車場移動等円滑化経路の長さが出来るだけ短くなる位置に設けること	省令第２条第２項第３号
路外駐車場移動等円滑化経路	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち１以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。	省令第３条第１項
	経路上に段差を設けてはならない（傾斜路を併設している場合を除く）	省令第３条第２項第１号
	経路を構成する出入口の幅は８０センチメートル以上設ける	省令第３条第２項第２号
	経路を構成する通路の幅は、１２０センチメートル以上確保すること	省令第３条第２項第３号イ
	経路を構成する通路は５０メートル以内ごとに車いすの回転に支障のない場所を設けること。	省令第３条第２項第３号ロ
	経路を構成する傾斜路の傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては１２０センチメートル以上、段に併設するものにあっては９０センチメートル以上であること。	省令第３条第２項第４号イ
	経路を構成する傾斜路の傾斜路の勾配は１／１２を超えないこと。高さが１６センチメートル以下のものにあっては１／８を超えないこと。	省令第３条第２項第４号ロ
	経路を構成する傾斜路の傾斜路の高さが７５センチメートルを超え、かつ勾配が１／２０を超えるものは、高さ７５センチごとに踏幅１５０センチメートル以上の踊場を設けること。	省令第３条第２項第４号ハ
	次のア、イいずれかの条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けること ア　勾配が１/１２を超える傾斜 イ　高さが１６センチメートルを超え、かつ勾配が１／２０を超える傾斜	省令第３条第２項第４号ニ
特殊の装置	省令第２条、第３条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が第２条、第３条の規定による構造又は設備と同等以上の効力が有ると認める場合においては適用しない。	省令第４条